



動物性異物混入(ゴキブリ・ねずみ等)について



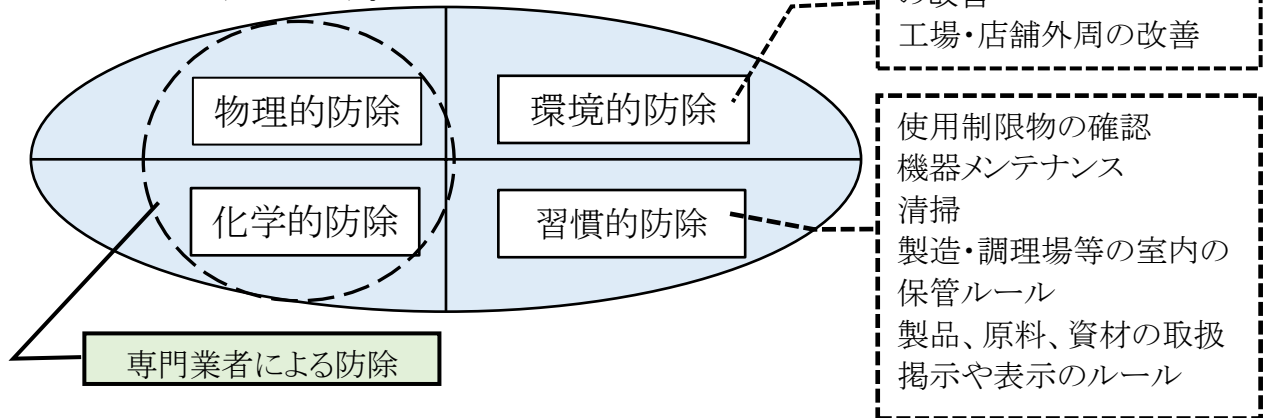
食品の製造過程等で混入する動物性異物には、人の毛髪、爪、歯など身体の一部やゴキブリ・イエバエなどの昆虫の死骸、ねずみの排泄物などがあります。これらの異物混入は不衛生であるだけでなく、誤って食してしまうと、健康被害の苦情にもつながりかねません。

効果的な駆除を行うには

近年の防除方法は、モニタリングの結果に基づき駆除等を行う傾向にあります。物理的防除や薬剤散布による化学的防除だけでなく、環境的防除や習慣的防除も組み合わせた「総合防除(IPM)[※]」の観点により、適切な防除法を採用した効果的な駆除が行われています。

※総合的防除(IPM)とは

最も経済的な手段によって、人や財産、環境に対する影響が最も少なくなるような方法で害虫等による被害を許容できるレベルまでにコントロールすることです。



これら4つの防除を、実状に応じ組み合わせることにより、効果的な駆除ができます。

異物混入事故が起きたとき

食品事業者には、次のような対応が求められます。

- ・健康被害発生の恐れがあるものなど、条例で届出義務がある事案は保健所に報告する。
- ・異物の検査・同定、もしくは成分・材質等の確認を行う。
- ・検査情報を基に異物混入の可能性がある製造工程等を追求する。
- ・異物混入の経路・原因が判明した場合は、必要に応じ応急措置を行う。
- ・苦情者への説明を行う。
- ・改善策を検討し、必要な改善措置を行う。
- ・異物混入事案としてとりまとめ、必要に応じ保健所等に報告する。

異物混入事故時、原因究明を十分に行わずクレーム処理で終了した場合、再度同様の異物混入事故が起きる可能性があります。異物を特定し、混入に至った原因(衛生害虫等の発生、備品の破損、清掃不十分など)を明らかにし、必要な改善措置を行うことが、再発防止につながります。

お問い合わせ先 (公財)北九州生活科学センター KLSC福岡事業所 TEL092-642-1001

■ 当センターでは、異物の検査もおこなっています。

※ 配信停止をご希望の方は、福岡市食品衛生協会までご連絡下さい

TEL 092-651-5111